

令和7年度 国民健康保険税の計算方法

○所得割にかかる課税対象額

前年(Ｒ6年)の合計所得

$$- 430,000 = \text{㉑}$$

①医療給付費分（賦課限度額 66万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

$$\text{㉑} \times 6.30\% =$$

イ) 均等割

$$31,500\text{円} \times \text{人} =$$

計（医療給付費分）※100円未満切捨て 年額 円

②後期高齢者支援金分（賦課限度額 26万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

$$\text{㉑} \times 3.00\% =$$

イ) 均等割

$$14,100\text{円} \times \text{人} =$$

計（後期高齢者支援金分）※100円未満切捨て 年額 円

③介護納付金分（40歳～64歳の人のみ）（賦課限度額 17万円）

ア) 所得割（所得がある人ごとに計算）

$$\text{㉑} \times 2.50\% =$$

イ) 均等割

$$14,100\text{円} \times \text{人} =$$

計（介護納付金分）※100円未満切捨て 年額 円

$$\text{年税額（㉑+㉒+㉓）} = \text{円}$$

$$\text{月額（年税額／12）} = \text{円}$$

※ ここで計算された金額はあくまでも試算であり、実際の課税額とは異なる場合があります。